

岩手県告示第224号

国営土地改良事業負担金等徴収条例第3条第1項の知事が定める率（平成28年岩手県告示第621号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、国営土地改良事業に係る負担金（国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）第1条に規定する負担金をいう。）でその徴収期間の始期が令和5年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
年 <u>0.4</u> パーセント	年 <u>0.8</u> パーセント
備考 改正部分は、下線の部分である。	